

一類疾病

定期の予防接種

対象疾病	ワクチン	接種						備考
		対象者	標準的な接種期間※	回数	間隔	接種量	方法	
ジフテリア 百日せき 破傷風	沈降精製百日 せきジフテリア 破傷風混合ワ クチン (DPT)	1期初回 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間	3回	3週間から8週間まで	各0.5ml	皮下	
		1期追加 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 (1期初回接種(3回)終了後、6月以上の間隔をおく)	1期初回接種(3回) 終了後12月に達した時から18月に達するまでの期間	1回		0.5ml		
	沈降ジフテリア 破傷風混合ワ クチン (DT)	2期 11歳以上13歳未満の者	11歳に達した時から12歳に達するまでの期間	1回		0.1ml		
急性灰白 髄炎 (ポリオ)	経口生ポリオワ クチン	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	生後3月に達した時から生後18月に達するまでの期間	2回	6週間以上	各0.05ml	経口	<ul style="list-style-type: none"> ・経口生ポリオワクチンは、室温で融解した後、よく振って混和させること。融解後にウイルス力価が急速に低下することから、速やかに接種すること ・経口生ポリオワクチンの輸送にはドライアイスを入れたアイスボックス又はジャーを用いること ・融解した経口生ポリオワクチンを輸送する場合は、所定の貯蔵条件を維持すること ・経口生ポリオワクチンの接種は、融解した経口生ポリオワクチンを消毒済みの経口投与器具で直接口腔内に注入して接種すること ・投与直後に接種液の大半を吐き出した場合は、改めて0.05mlを接種すること ・いったん経口投与器具に取った接種液を速やかに使用しなかった場合は、廃棄すること ・下痢症患者には、治癒してから投与すること
麻しん	乾燥弱毒生麻し んワクチン 又は 乾燥弱毒生麻し ん風しん混合ワ クチン (MR)	1期 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		1回		0.5ml	皮下	<ul style="list-style-type: none"> ・1期の予防接種は、できるだけ早期に接種を行うこと ・風しんと同時に第1期又は第2期の接種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを用いて接種を行うこと。 ・乾燥弱毒生麻しんワクチン、又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンは、融解後にウイルス力価が急速に低下することから、融解後速やかに接種すること
		2期 5歳以上7歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの		1回		0.5ml		

定期の予防接種

対象疾病	ワクチン	接種						備考
		対象者	標準的な接種期間※	回数	間隔	接種量	方法	
風しん	乾燥弱毒生風しんワクチン 又は 乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン(MR)	1期 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 2期 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの		1回 1回		0.5ml 0.5ml	皮下	・麻しんと同時に進行第1期又は第2期の接種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを用いて接種を行うこと。 ・乾燥弱毒生風しんワクチン、又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンは、融解後にウイルス力価が急速に低下することから、融解後速やかに接種すること
日本脳炎	日本脳炎ワクチン	1期初回 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 1期追加 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者(1期初回終了後おおむね1年おく) 2期 9歳以上13歳未満の者	3歳に達した時から4歳に達するまでの期間 4歳に達した時から5歳に達するまでの期間 9歳に達した時から10歳に達するまでの期間	2回 1回 1回	1週間から4週間まで (3歳以上)各0.5ml (3歳未満)各0.25ml (3歳以上)0.5ml (3歳未満)0.25ml 0.5ml	(3歳以上) 各0.5ml (3歳未満) 各0.25ml (3歳以上) 0.5ml (3歳未満) 0.25ml 0.5ml	皮下	・現行の日本脳炎ワクチンの使用と重症ADEM(急性散在性脳髄膜炎)との因果関係があるとの判断から、より慎重を期するため、日本脳炎の予防接種の積極勧奨は差し控えること ・なお、日本脳炎の流行地へ渡航する場合、蚊に刺されやすい環境にある場合等、日本脳炎に感染するおそれが高く、本人又はその保護者が特に希望する場合には、効果及び副反応を説明し、明示の同意を得た上で、接種を行うことは差し支えないこと
結核	BCGワクチン	生後6月未満 (地理的条件、交通事情、災害の発生その他の特別な事情によるやむを得ないと認められる場合においては1歳未満)		1回		所定のスポットで滴下	経皮	・接種部位は、上腕外側のほぼ中央部とし、肩峰に近い部分はケロイド発生率が高いので避けなければならない

※ 標準的な接種期間とは、定期の予防接種実施要領(厚生労働省健康局長通知)により、市町村に対する技術的助言として定められている。

二類疾病

対象疾病	ワクチン	接種			備考
		対象者	回数	接種量	
インフルエンザ	インフルエンザHAワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の者 ・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者 	(毎年度) 1回	0.5ml	皮下 ・詳細は「インフルエンザ予防接種ガイドライン」を参照